

Box 3

昭和三十一年三月一五日

経済安定本部
経済審議庁
経済企画庁

関係法令集

経済企画庁戦後経済史編纂室

国立公文書館	
分類	経済企画庁
	平成12年度
排架番号	つくば書庫 5
	5-47
	28



目次

法律・勅令・政令

一

本部令・総理府令

二〇

訓令

三二

法律・勅令・政令

月	日	番号	件名	施行期
三〇	一	三三	臨時物資需給調整法	施行二七・四一 失効
二九	一	三九	金融機関再建整備法	期限経過
二五	一	四〇	企業再建整備法	昭和二五年期滿失効
二四	一	五五	石油配給公団法	解散令二六・三三（政令六一号）
二二	一	五六	配炭公団法	失効
二一	一	五七	産業復興公団法	失効
二〇	一	五八	貿易公団法	失効
一九	一	六二	価格調整公団法	施行二七・七三 法律二八四
一八	一	七二	酒類配給公団法	失効二四・七一
一七	一	九七	通貨発行審議会法	改正二四・法四九（国民金融公庫法） 二四・法一五（基本建設法） 施行二七・法二八四（整理法）

月日	二	三	八	二四	五	三	二	七	二四	三一
法律	二〇一	二〇二	二〇三	一六	二〇六	二一	四九	五二	一〇三	一六四
番号	食料品配給公団 飼料配給公団法 油糧配給公団 (改正) 臨時物資配給調整法 (昭和二年法律才三三號) 經濟調查方法 (改正) 臨時物資配給調整法 (昭和二年法律才三三號) 國民金融庫法 (改正) 通貨発行 飲食營業臨時規整法 (經濟調查方法の改正) 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律 (改正) 經濟調查方法	失効二五・四・一期限満了失効 期限満了失効 失効二六・四・一期限満了失効 公布二二・一・一 法律 三三號 失効二七・三・三 應止二七・七 法律 二六・號 失効二七・三・三 二三號 公布二二・一・一 法律 一九七 改正二四・三・一 法律 二七六 失効二六・五・一 (三年三回改正)	應止昭二七七 法律二八四							

二六三	八				五	四	二五三	二	二	三一
二八	二五	二二	二六		一〇	三〇	三一	一六	一二	三一
法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律
四四	三六	二四四	二〇五	一六四	一六三	一六一	一五五	二七六	二五六	一六五
(改正) 企業再建整備法 (昭和二年法律才四〇号)	(改正) 經濟安定本部設置法 (昭和四年法律才一六四号)	(改正) 飲食營業臨時規整法 (昭和四年法律才五二号)	(改正) 臨時物資配給調整法 (昭和二年法律才三二号)	(改正) 經濟調查方法 (昭和四年法律才一六四号)	(改正) 經濟調查方法 (昭和四年法律才一六四号)	(改正) 經濟調查方法 (昭和四年法律才一六四号)	(改正) 經濟調查方法 (昭和四年法律才一六四号)	(改正) 經濟調查方法 (昭和四年法律才一六四号)	(改正) 經濟調查方法 (昭和四年法律才一六四号)	(改正) 經濟調查方法 (昭和四年法律才一六四号)
廢止昭二七七 法律二六九号										

月	日	番号	件名	備考
三	三一	七四	(改正) 臨時物資需給調整法(経済安定本部設置法の一部改正)	公布二二・一・一 失効三三・三・三一
四	三	一二七	(改正) 外資に関する法律 (昭和二年法律才二六三号)	法律三三・二
五	二	一五四	(改正) 経済調査方法 (昭和三年法律才二・六号)	
六	一	一七九	審議会等の整理のため経済安定本部設置法の一部改正	
二七・三	三一	二二	河川総合開発調査協議会 (昭和五・五・一。政令二七)	
			土地調査準備会 (昭和五・五・一。政令二七)	
			経済再建整備委員会 (昭和三・三・四。政令四一)	
			国民食糧及び栄養対策審議会 (昭和三・三・六。政令六九)	
			国土調査法	
			国際的供給不足物資等の需給調整に関する	

七	六	四	三	二	一
三一	二八	二五	二二	一九	一六
法律	法律	法律	法律	法律	法律
二六三	二二三	九六	八八	四〇	三
経済審議会設置法	(改正) 国土総合開発法 (昭和二年法律才二〇五号) (改正) 外資に関する法律 (昭和五年法律才一六三号)	特殊土壌よう地帯災害防除及び振興臨時措置法	経済安定本部設置法 (改正) 臨時物資需給調整法 (昭和三年法律才二・六号) (失効) 臨時物資需給調整法 (昭和三・三・一。法律才三三号)	ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令 に關する件に基き経済安定本部諸命令 の措置に關する件	する臨時措置に關する法律 経済安定本部設置法中一部 改正(昭和四年法律才一六四号) 経済調査方法中一部改正 (昭和三年法律才二・六号) (失効) 臨時物資需給調整法 (昭和三・三・一。法律才三三号)
					失効 昭三・四・一

月	日	番号	件名
七	三一	二八三	電源開発促進法
		二八四	経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律 (昭和三十二年法律第二十四号)
			経済安定本部設置法 (昭和三十二年法律第二十四号)
			価格調整公団法 (昭和三十二年法律第二十二号)
			通貨発行額議会法 (昭和三十二年法律第十九号)
二八	五	四四	(改正) 国際的供給不足物資等の供給調整に関する臨時措置に関する法律 (昭和三十七年法律第二十三号)
七	二四	五九	(改正) 国土調査法 (昭和三十六年法律第一八号)
二九	三	二二	離島振興法
三九	三	二二	(改正) 国際的供給不足物資等の供給調整に関する臨時措置に関する法律

(16)

月	日	番号	件名
五	二〇	一一八	調整に関する臨時措置に関する法律 (昭和三十七年法律第二十三号)
六	一〇	一七二	(改正) 離島振興法 (昭和三十六年法律第一八号)
三〇	二〇	七四	臨時肥料需給安定法 (改正) 経済審議庁設置法 (昭和三十七年法律第二十三号)
二	一九	一八六	原子力基本法
		一八七	総理府設置法の一部改正
		一八八	原子力委員会設置法
二二	三	一一八	物価統制令
八	二	三八〇	経済安定本部令
		三八一	物価庁官制
			廃止二四・五・三一 法律一六四 廃止二四・五・三一 法律一六四

(17)

月	日	番号	件名	備考
九	二八	四四三	地代家賃統制令	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
一〇	二一	四八五	電報通信委員会	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
一一	一八	五四七	公共事業委員会	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
一二	一八	六〇三	(改正) 経済安定本部令 (昭和二年勅令才三八号)	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
一三	一八	六〇四	公共事業委員会官制を廃止する件	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
二二	一	一七	給与審議会官制	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
二二	一	二七	(改正) 地代家賃統制令 (昭和二年勅令才四四三号)	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
二二	一	四一	経済再建整備委員会	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
三	四	六九	国民食糧反り対策審議会	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
三	五	七〇	国土計画審議会官制	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
四	一五	一一一	(改正) 物価庁官制 (昭和二年勅令才三八号)	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七

(8)

月	日	番号	件名	備考
五	一	一三三	(改正) 物価統制令 (昭和二年勅令才二八号)	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
五	一	一七三	(改正) 物価庁官制 (昭和二年勅令才三八号)	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
五	一	一九三	肥料審議会官制	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
五	一	一九三	(改正) 経済安定本部令 (昭和二年勅令才三八号)	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
五	一	一九三	飲食営業緊急措置令	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
五	一	一九三	(改正) 経済安定本部令 (昭和二年勅令才三八号)	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
五	一	一九三	物資活用委員会	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
五	一	一九三	(改正) 経済安定本部令 (昭和二年勅令才三八号)	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
五	一	一九三	経済安定本部に資源委員会を設置する件	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
五	一	一九三	(改正) 飲食営業緊急措置令	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七
五	一	一九三	重要物資在庫緊急調査令	改正 二二、三、七 勅令七七一 廃止 二四、五、三 政令一三七

(9)

月	日	番号	件名	備考
六	一八	一三三	(改正) 重要物資在庫緊急調査令	廃止 昭三七、四 法律八七号
七	一〇	一五三	観光事業審議会令	廃止 昭二四、五 政令一二四
八	一	二〇五	経済調査庁法施行令	廃止 昭二七、七 法律二七号
九	三〇	二一〇	経済法令を指定する政令	廃止 昭四一、〇 政令三四八
一〇	四	二一一	(改正) 重要物資在庫緊急調査令	廃止 昭三七、四 法律八七号
二四、二	三	二一三	(改正) 物資活用委員会令	別定 二九、九 一政令一九四号
三	一五	五一	(改正) 物資活用審議会と改称 (改正) 物価統制令 (昭和三二年勅令才二八号)	公布 三九、二八 勅令四四三号
三	三	三二〇	(改正) 地代家賃統制令 (改正) 物価統制令 (昭和三二年勅令才二八号)	公布 三九、二八 勅令四四三号
三	三	三二七	外国人の財産取得に関する政令	公布 三三、三三 政令六五
三	三	六〇	(改正) 重要物資在庫緊急調査令	

(10)

五	三一	政令 一二七	総理府設置法等の施行に伴う関係命令の整理に関する政令	
		政令 一八四	電気通信委員会官制 (昭和三二年勅令才四八五号)	改正 二六、四、三〇 政令二一九
		政令 一八五	国土計画審議会官制 (昭和三二年勅令才七〇号)	廃止 二七、八、一 政令三三八
		政令 一八六	肥料審議会官制 (昭和三二年勅令才一七四号)	廃止 二七、八、一 政令三三八
		政令 一八七	経済安定本部に資源委員会を設置する件 (昭和三二年總理庁令才二二号)	公布 二二、二、四 勅令四一
		政令 一八七	国民食糧及び栄養対策審議会令 (昭和三二年勅令才四一七号)	廃止 二七、六、一 政令一八九

(11)

月 日	件 名	番 号
二五、五 一	問際審議會令 (昭和二三、六、勅令六九)	政令 三七六
二五、五 一	企業會計基準審議會令	政令 一二五
二五、五 一	國民所得調査連絡協議會令	政令 一二六
二五、五 一	河川総合開発調査協議會令	政令 一二七
二五、五 一	土地調査準備會令	政令 一二八
二五、五 一	(廢止) 物資活用審議會令 (昭和二三、九、二政令九四号)	政令 一二九
二五、五 一	(改正) 經濟調査方法才一条才二号の 經濟法令を指定する政令 (昭和二四年政令才三四八号)	政令 一三〇
二五、五 一	国土総合開発審議會令	政令 一七一
二五、五 一	(改正) 物価統制令 (昭和二年勅令二一八号)	政令 一二五
二五、五 一	(改正) 地代家賃統制令 (昭和二年勅令才四四三号)	政令 一二五

(12)

月 日	件 名	番 号
二六、三 一	(改正) 国土開発審議會令 (昭和二五年政令才一七一号)	政令 二五〇
二六、三 一	(改正) 外國人の財産取得に関する政 令 (昭和二四年政令才五一号)	政令 二五三
二六、三 一	(改正) 問際審議會令 (昭和二四年政令才三七六号)	政令 二五九
二六、三 一	物資需給調整審議會令	政令 六七
二六、三 一	(改正) 地代家賃統制令 (昭和二年勅令才四四三号)	政令 一〇九
二六、三 一	(改正) 經濟復興計画審議會令	政令 一一九
二六、三 一	(改正) 企業會計基準審議會令	政令 一二九
二六、三 一	(改正) 國民所得調査連絡協議會令	政令 一二九
二六、三 一	(改正) 資源調査會令	政令 一二九
二六、三 一	(改正) 外資委員會設置法	政令 一三三

(13)

月日	番号	件名
大 一	政令 一八九	(廃止) 経済再建整備審議会令等を廃止する政令
二 一	政令 三五四	経済再建整備審議会令 (昭和二年勅令才四一号)
二 三	政令 五九	国民食糧及び栄養対策審議会令 (昭和二年政令才一八七号)
二 七、三	政令 七一	河川総合開発調査協議会令 (昭和五年政令才二七号)
	政令 一九〇	国土調査審議会及び都道府県国土調査委員の組織及び運営を定める政令 (廃止) 土地調査準備会令 (昭和五年政令才二八号)
	政令 三五四	米価審議会 (改正) 米価審議会 (昭和二年政令才三五四号)
	政令 五九	国土調査法施行令 (改正) 米価審議会 (昭和二年政令才三五四号)
	政令 七一	物価統制令 (昭和二七、三、三一 法律

廃止 二七、三、政令 三三八

月日	番号	件名
大 一	政令 二一六	地代家賃統制令 (改正) 国土法令附則審議会令 (昭和五年政令才二七二号)
七 一七	政令 二七四	特殊土地より地帯対策審議会令
三 一	政令 三〇二	経済審議会令
	政令 三〇三	資源調査会設置法施行令
	政令 三一三	国際的供給不足物資等の供給調整に関する臨時に関する法律施行令
	政令 三一八	経済安定本部設置法の廃止に伴う関係政令の整理に関する政令
		経済復興計画審議会令 (昭和二十四年政令才一八四号)
		資源調査会令 (昭和二十四年政令才一八五号)

政令	番号	件名
七 三二	三一九	物価統制令施行令 (改正) 国土調査法施行令 (昭和二六年政令才五一号)
八 一一	三二七	(改正) 米価審議会令 (昭和二六年政令才三五四号)
二二	三五五	電源開発促進法施行令
三〇	三五六	電源開発調整審議会令
三〇	三八三	経済審議庁組織令

二八、二 二	五 三〇	八 二二	九 三	二九、六 二一	二五 二五
政令	政令	政令	政令	政令	政令
一三	一〇四	二〇八	二六八	一五三	一五八
臨時肥料需給安定法施行令	臨時肥料需給安定法施行令	臨時肥料需給安定法施行令	臨時肥料需給安定法施行令	臨時肥料需給安定法施行令	臨時肥料需給安定法施行令

月 日	七 三	八 六	二 九	三〇、 三 一	六 二	七 二	一 二
政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令
番号	二 三 一	二 三 四	二 八 九	四 五	八 九	一 三 三	三 一 五
件 名	同 件 (改正) 電源開発促進法施行令 (昭和二十七年政令第三五五号) (改正) 臨時肥料供給安定法施行令 (昭和二十九年政令第一五三号) 国際的供給不足物資等の供給調整に關する臨時措置に關する法律施行令を廃止する政令 (改正) 経済審議会令(昭和三十一年政令第三二二号) (改正) 経済審議府組織令 (昭和二十七年政令第三八三号) 国土総合開発法施行令						

(18)

二六	政令	三三九	(改正) 経済企画庁組織令 (昭和二十七年政令第三八三号)
----	----	-----	----------------------------------

(19)

本部令

月	日	件	名
(二四年)	六 一	一	経済安定本部組織規程
七 四	二	二	経済安定本部組織規程（昭和二四年経済安定本部令才一号）の一部を改正する件
八 二	三	三	価格査定規則（昭和二二年商令才一二号）の一部を改正する件
九 一五	四	四	経済安定本部組織規程の一部を改正する件
二六	五	五	物価統制令施行規則（昭和二一年大蔵省令才二五号）の一部を改正する件
	六	六	経済安定本部定数規程
	七	七	生産財実効価格統計調査規則
			（国立国会図書館支部図書館の設置）
			（経済復興計画室の設置）

(20)

12

月	日	件	名
(二五年)	一 二六	八	価格調整公団の利与金の国庫納付に関する規則
二 一八	九	九	経済調査方法才三十四条才一項の規程による帳法の作成及び報告書の提出に関する規則
三 三〇	一〇	一〇	物価統制令に基き、価格差益処理規則（昭和二一年大蔵省令才二六号）を廃止する件
四 二九	一一	一一	価格査定規則（昭和二二年商令才一二号）の一部を改正する件
	一二	一二	経済調査官採用規則（昭和二三年総理庁令才五九号）及び経済調査官採用試験委員規則（昭和二三年総理庁令才六〇号）を廃止する件
			経済安定本部組織規程（昭和二四年経済安定本部令才一六号）を改正する件
			（需給課と産業政策）

(21)

月	日	件名	備考
一	二八	本部令才一号の一部を改正する件	課に改む
二	二八	物価統制令施行規則(昭和二十一年大蔵省令才二五号)の一部を改正する件	
三	三一	価格査定規則(昭和二十二年閣令才一二号)の一部を改正する件	
四	四	価格等表示規則(昭和二十一年大蔵省令才三八号)の一部を改正する件	
五	八	不動産の登記の嘱託に関し、官吏指定の件	
二	二五	物価統制令施行規則(昭和二十一年大蔵省令才二五号)の一部を改正する件	
六	六	同件	
七	七	同件	
八	八	同件	

(22)

月	日	件名	備考
一	二五	九	(貿易局の事務分掌改正)
六	一	一〇	
六	一	一一	
一	一	一二	
三	一	一四	
一	一	価格査定規則(昭和二十二年閣令才十二号)を廃止する本部令	(全面改正)
二	一	経済安定本部組織規程	
三	一	経済安定本部取費定数規程	
四	一	価格等に対する割増額の附加に関する規則(昭和二十三年総理府令才一〇号)の一部を改正	

(22)

月	日	件	名
八	一六	一五	価格統制令施行規則（昭和二十一年大蔵省令オ二五）の一部を改正する件
七	二五	一六	地代家賃統制令施行規則（昭和二十一年商令オ七六号）の一部を改正する件
八	一八	一七	物価統制令施行規則（昭和二十一年大蔵省令オ二五号）の一部を改正する件
九	一五	一八	地代家賃統制令施行規則（昭和二十一年商令オ七六号）の一部を改正する件
一	一九	一九	物価統制令施行規則（昭和二十一年大蔵省令オ二五号）の一部を改正する件
二〇	二〇	二〇	経済安定本部組織規程（昭和二十五年経済安定本部令オ一二号）の一部改正

(25)

月	日	件	名
一〇	二八	二一	部令オ一二号）の一部を改正する件
一一	一三	二二	物価統制令施行規則（昭和二十一年大蔵省令オ二五号）の一部を改正する件
一二	一五	二三	同件
一	二四	二四	価格等に対する割増額の附加に関する規則（昭和二十三年総理府令オ一〇号）の一部を改正の件
二	二六	二五	物価統制令施行規則（昭和二十一年大蔵省令オ二五号）の一部改正
三	三一	二六	同件
五	一	二七	経済安定本部組織規程（昭和二十五年経済安定本部令オ一二号）の一部改正

(26)

月	五	六	七	八	九	一〇
日	七	一	三〇	三〇	四	八
件名	四	五	六	七	八	九
原蚕種及び原蚕種料金規則（昭和二十一年農林省令第一九号）の一部改正	五	六	七	八	九	一〇
経済安定本部組織規程（昭和二十五年経済安定本部令第一二号）の一部改正	五	六	七	八	九	一〇
経済安定本部職員定数規程	五	六	七	八	九	一〇
物価統制令施行規則（昭和二十一年大蔵省令第二五号）の一部改正	五	六	七	八	九	一〇
物価統制令施行規則（昭和二十一年大蔵省令第二五号）の一部改正	五	六	七	八	九	一〇
生産財実効価格統計調査の中止に関する件	五	六	七	八	九	一〇
物価統制令施行規則（昭和二十一年大蔵省令第二五号）の一部改正	五	六	七	八	九	一〇

(26)

月	二	一	二	三	四
日	一	八	一六	二八	一五
件名	二	一三	一	二	三
五号の一部改正	二	一三	一	二	三
経済安定本部組織規程（昭和二十五年経済安定本部令第一二号）の一部改正	二	一三	一	二	三
桑苗検査手数料規則（昭和二十一年農林省令第一八号）の一部改正	二	一三	一	二	三
経済安定本部組織規程（昭和二十五年経済安定本部令第一二号）の一部改正	二	一三	一	二	三
爾検査手数料規則（昭和二十二年農林省令第一号）の一部改正	二	一三	一	二	三
経済安定本部組織規程（昭和二十五年経済安定本部令第一二号）の一部改正	二	一三	一	二	三
経済安定本部職員定数規程（昭和二十六年経済安	二	一三	一	二	三

(27)

月	日	件	名
三	三	五	定本部令オ六号)の一部改正
三	三	五	物価統制令施行規則(昭和二十一年大蔵省令オ二五号)の一部改正
四	一	六	経済安定本部組織規程(昭和二十五年経済安定本部令オ一二号)の一部改正
三	一	七	経済安定本部取員定数規程(昭和二十六年経済安定本部令オ六号)の一部改正
四	一	八	物価統制令施行規則(昭和二十一年大蔵省令オ二五号)等の一部改正
三	一	九	基準点測量作業規程準則
四	二	一〇	物価統制令施行規則(昭和二十一年大蔵省令オ二五号)の一部改正

改正昭二八・二九 総理府令オ六号
改正昭二九・三〇 〃 〃 〃
昭二〇・二一 〃 〃 〃

(28)

月	日	件	名
五	一	一	同件
七	一	二	同件
二	二	三	細部測量作業規程準則
二	二	四	面積測定作業規程準則
二	二	五	地籍調査作業規程準則
二	二	六	地籍図の模式を定める経済安定本部令
二	二	七	基準点測量基礎計画
二	二	八	国土調査事業補助金交付規則
二	二	九	基準点測量作業規程準則(昭和二十七年経済安定本部令オ九号)の一部改正
二	二	一〇	地籍調査作業規程準則(昭和二十七年経済安定本部令オ一五号)の一部改正

改正昭二九・三〇 総理府令オ五号
改正昭二九・三〇 総理府令オ九号
改正昭二九・三〇 〃 〃 〃
昭二〇・二一 〃 〃 〃

(29)

月	日	件	名
七	一八	水基本調査作業規程準則	昭和三〇、七、二〇、府令三七号
八	一〇	水基本調査基礎計画	昭和三〇、八、二〇、府令三七号
九	三	国土調査事業補助金交付規則	昭和三〇、九、二〇、府令三七号
(三九年)	二九	地籍図の様式を定むる総理府令	昭和三〇、九、二〇、府令三七号
六	三	土地分譲基本調査基礎計画	昭和三〇、九、二〇、府令三七号
七	二	地形調査作業規程準則	昭和三〇、九、二〇、府令三七号
八	二	空中写真撮影作業規程準則	昭和三〇、九、二〇、府令三七号
一〇	二	表層地質調査作業規程準則	昭和三〇、九、二〇、府令三七号
一〇	九	水位及び流量調査作業規程準則	昭和三〇、九、二〇、府令三七号
一二	一〇	降水量調査作業規程準則	昭和三〇、九、二〇、府令三七号
(三〇年)			

一	二九	土壌調査作業規程準則	昭和三〇、七、二〇、府令三七号
大	二三	昭和三〇年国富調査のための法人資産調査規則	

三二

訓令

月日	内閣訓令	件名	改正	廃止	主務局課
(三二年) 二〇	一〇	指定生産資材割当手続規程(各府)	改正昭三六六(本訓令七)	廃止昭三七三(訓令六号)	
(三二年) 二六	一一	指定生産資材在庫調整要領(各府)	改正昭三三三(訓令六号)		
(三二年) 二六	一二	超過保有資材買上要領(各府)	改正昭三三三(訓令六号)		
(三二年) 二六	一三	建築及び設備等制限に関する措置(各府)	全改昭三八三(本訓令四)	改正昭三六二(訓令六号)	
(三二年) 二八	一	炭灰汚務若住宅建設用資材確保要領(各府)	改正昭三三(本訓令四四)	廃止昭三四一五(訓令六号)	
(三二年) 二八	二	不緊要物品製造販売制限規程(各府)			

(22)

月日	内閣訓令	件名	改正	廃止	主務局課
(三二年) 一八	二	指定配給物資配給手続規程(各府)	改正昭三六二(本訓令四)	廃止昭二七七三(訓令六号)	生産部
(三二年) 一八	四	官方保有指定生産資材の在庫調整に関する件(各府)	改正昭三三三(訓令六号)	廃止昭三三三(訓令六号)	生産部
(三二年) 一八	五	臨時物資配給調整法の命令違反に対する執行及び措置に関する件(各府)	改正昭三三三(訓令六号)	廃止昭三三三(訓令六号)	生産部
(三二年) 一七	一	公団販賣制に関する件			生産部
(三二年) 一七	二	輸出向に通ずる茶の確保に関する緊急措置			生産部
(三二年) 一六	三	諮向委員会及び産業団体等の運用に関する件			生産部
(三二年) 一六	四	昭和二二年内閣訓令三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件			生産部

18

月日	件名	改廃	主管局
六二〇	肥料配給公団による肥料取扱業者指定認可の条件に関する件		生産
二六	昭和二二年経済安定本部訓令才三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		生産
二六	昭和二一年内閣訓令才一〇号「指定生産資材割当手続規程」の別表を改正する件		生産
二六	飲食営業緊急措置令の運用に関する件	廃止昭二四五七(訓令才一九号)	生活物資局
二七五	昭和二二年経済安定本部訓令才三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		生産
二七			

三三

昭和

100

月日	件名	改廃	主管局
八一〇	昭和二二年内閣訓令才三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		生産
二二	昭和二二年経済安定本部訓令才三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		生産
一四	昭和二二年内閣訓令才三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		生産
二七	昭和二二年経済安定本部訓令才三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		生産
三	重要物資の輸送証明制要領	(昭二四五五訓令才三号廃止)	運輸局
九			

19

三三

月日	件名	改正	主官局課
九一三	電力需給調整要領		
二七	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮同委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		
一六	同件		
二五	物資の割当に関する補助又はその買取販売をなすことが出来る団体又は会社指差に関する件		
二八	同件		
一九	指定生産資材の数量需要有に關する取扱要領		
二四	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮同委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		

三六、六二、訓令オ一五号

(26)

月日	件名	改正	主官局課
二四	重要資材使用制限規程		
二五	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮同委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		
二六	指定物品規格証明要領		
二九	昭和二一年内閣訓令オ一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部改正の件		
二七	昭和二二年内閣訓令オ三号「指定配給物資配給手続規程」の一部改正の件		

三六、五、二九 訓令オ一四号

三六、五、二

(27)

三三三

三三三

月日	内閣令	件名	政令	主務局課
一九二九年	一	電気通信充実に關する措置要領		通信局
一九二九年	二	昭和二二年經濟安定本部訓令第三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に關する件」の一部を改正する件		生産局
一九二九年	三	同件		生産局
一九二九年	四	同件		生産局
一九二九年	五	同件		生産局
一九二九年	六	遊休物資活用手續要領	(廢止昭二六三二訓令第三号)	生産局
一九二九年	七	飼料配給公団による飼料販売業者指定認可の条件	(昭二四年經濟安定本部訓令第一号)	生活物資局
一九二九年	八	昭和二二年經濟安定本部訓令第三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に關する件」の一部を改正する件		生産局

月日	内閣令	件名	政令	主務局課
一九二九年	一	電気通信充実に關する措置要領		通信局
一九二九年	二	昭和二二年經濟安定本部訓令第三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に關する件」の一部を改正する件		生産局
一九二九年	三	同件		生産局
一九二九年	四	同件		生産局
一九二九年	五	同件		生産局
一九二九年	六	遊休物資活用手續要領	(廢止昭二六三二訓令第三号)	生産局
一九二九年	七	飼料配給公団による飼料販売業者指定認可の条件	(昭二四年經濟安定本部訓令第一号)	生活物資局
一九二九年	八	昭和二二年經濟安定本部訓令第三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に關する件」の一部を改正する件		生産局

録

月日	件名	改	處	主官局課
三 廿九	昭和二一年内閣訓令第一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部改正の件			生産局
一 八	指定生産資材割当証明書の有効期限に關する件			
四 一	昭和二二年經濟安定本部訓令第三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に關する件」の一部を改正する件			
六 廿九	内閣訓令第一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件			
三 二	昭和二二年經濟安定本部訓令第三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に關する件」の一部を改正する件			

(40)

月日	件名	改	處	主官局課
三 二	昭和二二年經濟安定本部訓令第三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に關する件」の一部を改正する件			
一 八	昭和二二年經濟安定本部訓令第三号「指定物品規格証明要領」の一部改正			
四 二	昭和二二年經濟安定本部訓令第三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に關する件」の一部を改正する件			
七 二	同件			
二 八	同件			
九 二	同件			
三 〇	同件			
三 一	生活物資の勞務若用割当手続要領			

(41)

月日	件名	改正	備考
五二	昭和二一年内閣訓令オ一〇号「指定生産資材割当手続規程」(別表改正)の一部を改正する件		生産局
六一	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		生活物資 運輸局
二二	昭和二二年内閣訓令オ三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		生産
三六	昭和二二年経済安定本部訓令オ一四号「重要物資の輸送証明要領」の一部を改正する件		

昭二二年内閣訓令オ一〇号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件

月日	件名	改正	備考
二九	昭和二二年経済安定本部訓令オ一〇号「指定配給物資配給手続規程」(別表改正)の一部を改正する件		通信局
三八	昭和二二年経済安定本部訓令オ一〇号「指定配給物資配給手続規程」(別表改正)の一部を改正する件		生産局
二	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		生活物資
六	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		生産局
四一	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		生産局

月 日	件 名	改 廃	主 管 局 課
八 一 四	四二 飼料配給公団による飼料販売業者の補充の 条件に關する件		生活物資局
二 六	四三 昭和二三年度済安定本部訓令才三一号「生 活物資の勞務者用割当手続要領」の一部を 改正する件		建設局
三 一	四四 昭和二一年内閣訓令才一三号「建築及び設 備等制限に關する措置の一部」を改正する件	(廃止昭三四、六、二一 訓令才二五号)	
	四五 宅建設用資材確保要領」の一部を改正する件	昭和二三年度済安定本部 訓令才五号	
	四六 昭和二二年経済安定本部訓令才五号「肥料 配給公団による肥料取扱業者指定認可の条		生産局

九	三	四七	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件	件に関する件」の一部改正の件
九	四八	昭時石油貯蔵タンク施設建設等制限手続規程		
一五	四九	油糧配給公団が油糧取扱業者を指定する場合の認可の条件に関する件		
二	五〇	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		
一〇	五一	同件		
四	五二	昭和二一年内閣訓令オ一〇号（指定生産資		

（廃止昭三五・二〇
訓令オ三八号）

（廃止昭三五・二〇
訓令オ三八号）

動力局

生活物資局

生産局

二三九

月日	件名	改正	主官局課
一〇	五三	材割当手続規程の一部を改正する件	生産局
二七	五三	指定農林物資集荷及び割当手続規程	生産局
二二	五四	昭和二一年内閣訓令オ一。号（指定生産資材割当手続規程）の一部を改正する件	生産局
二二	五五	指定生産資材割当証明書の有効期限の件	生産局
一	五六	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正の件	建設局
二	五七	建築用板硝子割当要領	建設局
一〇	五八	昭和二三年経済安定本部訓令オ四。号（昭和二三年度リンク物資生産配給確保要領）の一部を改正する件	生活物資局

(46)

月日	件名	改正	主官局課
三〇	五九	昭和二二年経済安定本部訓令オ五号「肥料配給公団による肥料取扱業者指定認可の条件に関する件」の一部改正の件	生産局
一	六〇	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件	生産局
八	六一	昭和二三年経済安定本部訓令オ四九号「油糧配給公団が油糧取扱業者を指定する場合の認可の条件に関する件」の一部を改正する件	建設局
二六	六二	昭和二三年経済安定本部訓令オ四四号「建築及び設備等制限に関する措置」の一部を改正する件	建設局

(47)

二三
二四

月日	内閣訓令	件名	文	處	主管局課
二二	六三	昭和二一年内閣訓令オ一。号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件			生産局
二九	六四	昭和二二年内閣訓令オ三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件			生活物資
(二四年)	一	昭和二二年経済安定本部訓令オ二三号「重要資材使用制限規程」の一部を改正する件			生活物資
一〇	二	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件			生産局
二四	三	同件			通信局
二四	四	昭和二三年経済安定本部訓令オ一。号「電送			通信局

月日	内閣訓令	件名	文	處	主管局課
一	五	通信施設整備等に関する措置要領」の一部を改正する件			運輸局
一四	六	自動車運用手続規程			生産局
二五	七	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件			生産局
二六	八	輸出品生産用資材等確保要領			生産局
二六	九	昭和二三年経済安定本部訓令オ三一。号「生活物資の労務看用割当手続要領」の一部を改正する件			生産局

二四五

経本

(裁察)

月日	内閣訓令	件名	改廃	主務局課
三 三一	一〇	昭和二三年度経済安定本部訓令オ七号「飼料配給公団による飼料販売指定認可の条件に關する件」を改正する件		生産局
四	一一	昭和二一年内閣訓令オ一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件		
	一二	昭和二二年経済安定本部訓令オ三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に關する件」の一部を改正する件		
六	一三	昭和二一年内閣訓令オ一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件		
	一四	昭和二二年内閣訓令オ三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		生活物資局

(40)

27

五	二	一五	電信施設共用実施要領	通信局
四	一六	昭和三二年内閣訓令オ一〇号「炭鉱労務若住宅建設用資材確保要領」の一部を改正する件	建設局	
一八	一七	昭和三三年至済安定本部訓令オ六号「遊休物資活用手続要領」の一部を改正する件	生産局	
一九	二〇	昭和二三年度経済安定本部訓令オ三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に關する件」の一部を改正する件	生活物資	
二〇	二一	飲食営業臨時規程法の運用に關する件	通信局	
二一	二二	経済統制法令の違反に對して執るべき措置	運輸局	
二二		電信施設整備等に關する措置要領		
		指定物資の輸送証明制度要領		

(廃止昭三四・三三
訓令オ五号)
 (廃止昭三六・三三
訓令オ五号)

(廃止昭三四・三三
訓令オ五号)
(廃止昭三六・三三
訓令オ五号)

(57)

月日	件名	改廃	主管局課
五 二七	昭和二三年度経済安定本部訓令オ五三号「指定農林物資集荷及び割当手続規程」の一部を改正する件		生産局
六 一	昭和二三年度内閣訓令オ三三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		生産局
一 二	建築の規制に関する措置	（廃止） 三五二二 訓令オ三八号	建設交通局
一 四	昭和二一年内閣訓令オ一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件		生産局
一 五	昭和二二年度経済安定本部訓令オ三三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		
一 六	臨時戦時統制設備制限規程		

二四二

月日	件名	改廃	主管局課
二 四	昭和二二年度経済安定本部訓令オ二三号「重要資材使用制限規程」の一部を改正する件		生産局
三 〇	昭和二四年度経済安定本部訓令オ一〇号「飼料配給公団による飼料販売指定認可の条件に関する件」の一部を改正する件		生産局
三 一	昭和二一年内閣訓令オ一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件		
三 二	同件		
三 三	昭和二二年度経済安定本部訓令オ五号「肥料配給公団による肥料取扱業者指定認可の条件に関する件」の一部改正の件		
三 四	昭和二二年内閣訓令オ三三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		

二四二

集

月日	内閣訓令	件名	改正	主管局課
二二	三五	昭和二三年経済安定本部訓令才六号「遊休物資活用手続要領」の一部を改正する件		生産局
二四	三六	昭和二一年内閣訓令才一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件		
一九	三七	昭和二三年経済安定本部訓令才五三号「指定農林物資集荷及び割当手続規程」の一部改正の件		
二〇	三八	輸出入物資の流通防止に関する件		
二二	三九	昭和二二年内閣訓令才三三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		
四〇	四〇	昭和二一年内閣訓令才一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件		

昭和二三三三訓令才三三

蘭

月日	内閣訓令	件名	改正	主管局課
二二	四二	昭和二二年内閣訓令才三三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		生産局
三〇	四三	昭和二二年経済安定本部訓令才三三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		
一	四四	輸出品に関する実体把握に関する件		貿易局
八	四五	昭和二二年内閣訓令才三三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		生活物資局
二二	四六	昭和二二年経済安定本部訓令才一九号「指定生産資材の数量需要看に関する取扱要領」の一部を改正する件		生産局
二四	四七	石炭の割当配給統制の徹底措置に関する件		動力局

(廃止昭和二三三三訓令才三三)

四年

修正

月日	件名	改正	主官局課
八月二四	昭和二十二年経済安定本部訓令オ三三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正の件		生産局
九月八	昭和二十四年経済安定本部訓令オ一九号「飲食営業臨時規整法の運用に関する件」の一部を改正する件		生活物資局
十月四	昭和二十三年経済安定本部訓令オ四九号「油糧配給公団が油糧取扱業者を指定する場合の認可の条件に関する件」の一部を改正する件		動力局
十一月五	石炭及びコークスの割当配給統制の廃止に伴う措置	第三三訓令オ三三	

(56)

修正

月日	件名	改正	主官局課
十一月二	昭和二十二年内閣訓令オ三三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		生活物資局
十二月二	昭和二十二年内閣訓令オ一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件		
十二月四	昭和二十二年経済安定本部訓令オ三三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		
十二月九	昭和二十二年内閣訓令オ一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件		
十二月八	昭和二十二年経済安定本部訓令オ三三号「諮問委員会及び産業団体等の運用に関する件」の一部を改正する件		
十二月二	昭和二十二年内閣訓令オ一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件		

(57)

30

二四二年 第 号

月日	件名	改	発	主官局課
二五	昭和二三年経済安定本部訓令オ五三号「指定農林物資集荷及び割当手続規程」の一部を改正する件			
二七	昭和二四年経済安定本部訓令オ二一号「電局通信施設整備等に因する措置要領」を廃止する件			
二九	昭和二二年内閣訓令オ三三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件			
六一	昭和二二年経済安定本部訓令オ一九号「指定生産資材の数量需要者に関する取扱要領」の一部を改正する件			

(58)

二五小

特殊食料
サブリ
ズル
電球

二九	二八	二七	二四	二〇	一
六七	六六	六五	六四	六三	六二
輸出品生産用資材等確保要領					
昭和二四年経済安定本部訓令第一九号「飲食営業臨時規整法の運用に関する件」の一部を改正する件					
昭和二三年経済安定本部訓令第四九号「油糧配給公団が油糧取扱業者を指定する場合の認可の条件に関する件」の一部を改正する件					
昭和二二年経済安定本部訓令オ一五号「電力需給調整要領」の一部を改正する件					
昭和二二年内閣訓令オ三三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件					
昭和二一年内閣訓令オ一〇号「指定生産資					

(59)

31

二五
二四
二五

月日	件名	改正	主管局課
二九	六八 昭和二三年経済安定本部訓令第一九号「指定生産資材の微量需要者に関する取扱要領」の一部を改正する件		生活物資局
二八	六九 昭和二三年経済安定本部訓令第五三号「指定廢林物資集荷及び割当手続規程」の一部を改正する件		生産局
(二五年) 二二	一 昭和二二年内閣訓令第三号「指定配給物資配給手続規程」の一部改正の件		生活物資局
二八	二 指定生産資材(綿製品)需要者及び販賣業者割当証明書の有効期限の延長に関する件		生産局

(60)

月日	件名	改正	主管局課
三	三 昭和二二年内閣訓令第一〇号「指定生産資材割当規程」の一部を改正する件		建設大臣局
一	四 昭和二四年経済安定本部訓令第二五号「建築の制限に関する措置」の一部を改正する件	(廃止昭三五二二七訓令第四二二)	建設大臣局
六	五 昭和二二年内閣訓令第三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		生活物資局
七	六 昭和二一年内閣訓令第一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件		生産局
一八	七 昭和二三年経済安定本部訓令第三号「遊休物資活用手続要領」の一部を改正する件		
二〇	八 昭和二三年経済安定本部訓令第四九号「油糧配給公団が油糧取扱業者を指定する場合		

(61)

二五

録

月日	件名	改正	主官局課
二 二	昭和二五年経済安定本部令才四号「建築の規整に関する措置」の一部を改正する件		生産局
二七	昭和二一年内閣訓令才一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件		
三	昭和二二年内閣訓令才三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		
一	昭和二二年経済安定本部訓令才二三号「重要資材使用制限規程」の一部を改正する件		生活物資局
一七	昭和二二年内閣訓令才三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		
一三			

二〇	一四	二五	二九	三一	二	二八
昭和二一年内閣訓令才三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件	昭和二二年内閣訓令才三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件	昭和二二年内閣訓令才三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件	昭和二二年内閣訓令才三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件	昭和二一年内閣訓令才一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件	昭和二二年内閣訓令才三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件	昭和二一年内閣訓令才一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件
生産局				生産局	生活物資局	生産局

二五
年
集

月日	訓令	件	名	改	施	主官局課
四二八	二二	昭和二三年経済安定本部訓令オ五七号「建築用板硝子割当要領」廃止の件				建設局
五一	二三	昭和二年内閣訓令オ三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件				生産局
二五	二四	昭和二四年経済安定本部訓令オ五号「自動車運用手続規程」を廃止する件				建設局
六三	二五	昭和二一年内閣訓令オ一。号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件				生産局
二四	二六	同件				
二〇	二七	指定輸入生活物資確保に関する件				
二九	二八	昭和二一年内閣訓令オ一。号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件				

建設局
生産局
建設局
生産局
建設局
生産局

昭和二三年訓令オ一。号

(68)

月日	訓令	件	名	改	施	主官局課
三〇	二九	昭和二五年経済安定本部訓令オ四号「建築の規制に関する措置」の一部を改正する件				建設局
二〇	三〇	昭和二年内閣訓令オ三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件				貿易局
八一	三一	昭和二四年経済安定本部訓令オ七号「輸出品生産用資材等確保要領」の一部を改正する件				
八	三二	昭和二二年内閣訓令オ三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件				生活物資局
〃	三三	指定生産資材（絹製品）需要者及び販売業者割当証明書の有効期限の延長に関する件				
〃	三四	昭和二五年経済安定本部訓令オ二七号「指定輸入生活物資確保に関する件」の一部を				

建設局
生産局
建設局
生産局
建設局
生産局

建設局
生産局
建設局
生産局
建設局
生産局

(65)

二五平

課本

月日	件名	改正	主官局課
九 廿三	改正する件 昭和二十四年度経済安定本部訓令サ十九号「 飲食営業臨時規整法の運用に関する件」の 一部を改正する件		
一三 三六	臨時鐵道機械設備制限規程の廃止に伴う措 置に関する件	(廃止昭三三二六 訓令サ四二号)	
三〇 三七	昭和二十二年経済安定本部訓令サ一五号「電 力需給調整要領」の一部を改正する件		
一〇 三八	昭和二十二年内閣訓令サ三三号「指定配給物資 配給手続規程」の一部改正及び昭和二十三年 経済安定本部訓令サ四九号「油糧配給公団 が油糧取扱業者を指定する場合の認可の条		民生局

食糧油脂

月日	件名	改正	主官局課
二〇 三九	件に関する件」の廃止の件 昭和二十一年内閣訓令サ一〇号「指定生産資 材割当手続規程」の一部を改正する件		産業局
四 四〇	指定生産資材（綿製品）需要者及び販売割 当証明書の有効期限の延長に関する件		
六 四一	臨時鐵道機械設備制限規程の廃止に伴う措 置に関する件を廃止する件		
二七 四二	昭和二十五年経済安定本部訓令サ四号「産業 の制限に関する措置」を廃止する件		建設交通局
五 四三	ニッケル及びニッケル含有物の在庫調査に 関する件		産業局
六 四四	昭和二十三年経済安定本部訓令第三一号「生 活物資の消費割当手続要領」の一部を改		民生局

昭和二十三年訓令サ三三号

二六

集本

氷飼料

月日	件名	改正	主管局課
二六 二九	昭和二二年内閣訓令オ三三号「指定配給物資 配給手続規程」の一部を次の様に改正する 昭和二五年経済安定本部訓令オ二七号「指 定輸入生活物資確保に関する件」の一部を 改正する件		民生局
二二	昭和二三年経済安定本部訓令オ六号「遊休 物資活用手続要領」を廃止する件		産業局
二九	昭和二一年内閣訓令オ一〇号「指定生産資 材割当手続規程」の一部を改正する等に関する件		

(6P)

油糧

鐵維製

月日	件名	改正	主管局課
二六 二九	昭和二二年内閣訓令オ三三号「指定配給物資 配給手続規程」の一部を改正する件		民生局
二二	昭和二三年経済安定本部訓令オ六号「遊休 物資活用手続要領」を廃止する件		産業局
二九	昭和二一年内閣訓令オ一〇号「指定生産資 材割当手続規程」の一部を改正する等に関する件		

(6P)

二六

昭和

月日	件名	改正	主官局課
五 一	昭和二一年内閣訓令第一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件	改正 三三三訓令第三号	産業局
一 三	指定生産資材の一部の割当配給統制の停止に関する件	停止 三三三訓令第三号	
一 四	ニッケル及びニッケル含有物の使用制限に関する件	産業局	
一 五	昭和二二年経済安定本部訓令第十九号「指定生産資材の数量需要者に関する取扱要領」を廃止する件	三六三訓令第六号	
七 一	昭和二六年経済安定本部訓令第一三三号「指		

二十八

月日	件名	改正	主官局課
九 一	昭和二六年経済安定本部訓令第一三三号「指定生産資材の一部の割当配給統制の停止に関する件」の一部を改正する件	産業局	
一 八	昭和二六年経済安定本部訓令第一七号「指定配給物資の一部の割当配給統制の停止に関する件」の一部を改正する件	民生局	
一 九	昭和二六年経済安定本部訓令第一七号「指定配給物資の一部の割当配給統制の停止に関する件」の一部を改正する件	民生局	
二 〇	ニッケル及びニッケル含有物の使用制限に関する件「昭和二六年経済安定本部訓令第一四号」の一部を改正する件	産業局	

二六七年

月日	件名	改正	主管局
九二八	昭和二二年内閣訓令才三号「指定配給物資配給手続規程」の一部を改正する件		民生局
一	コバルト及びコバルト含有物の使用制限に関する件	三三三訓令才六号	民生局
二二	昭和二一年内閣訓令才一〇号「指定生産資材割当手続規程」の一部を改正する件		産業局
二五	昭和二六年経済安定本部訓令才二四号「コバルト及びコバルト含有物の使用制限に関する件」の一部を改正する件		産業局
二五	昭和二六年経済安定本部訓令才一四号「ニッケル及びニッケル含有物の使用制限に関する件」の一部を改正する件		産業局

(22)

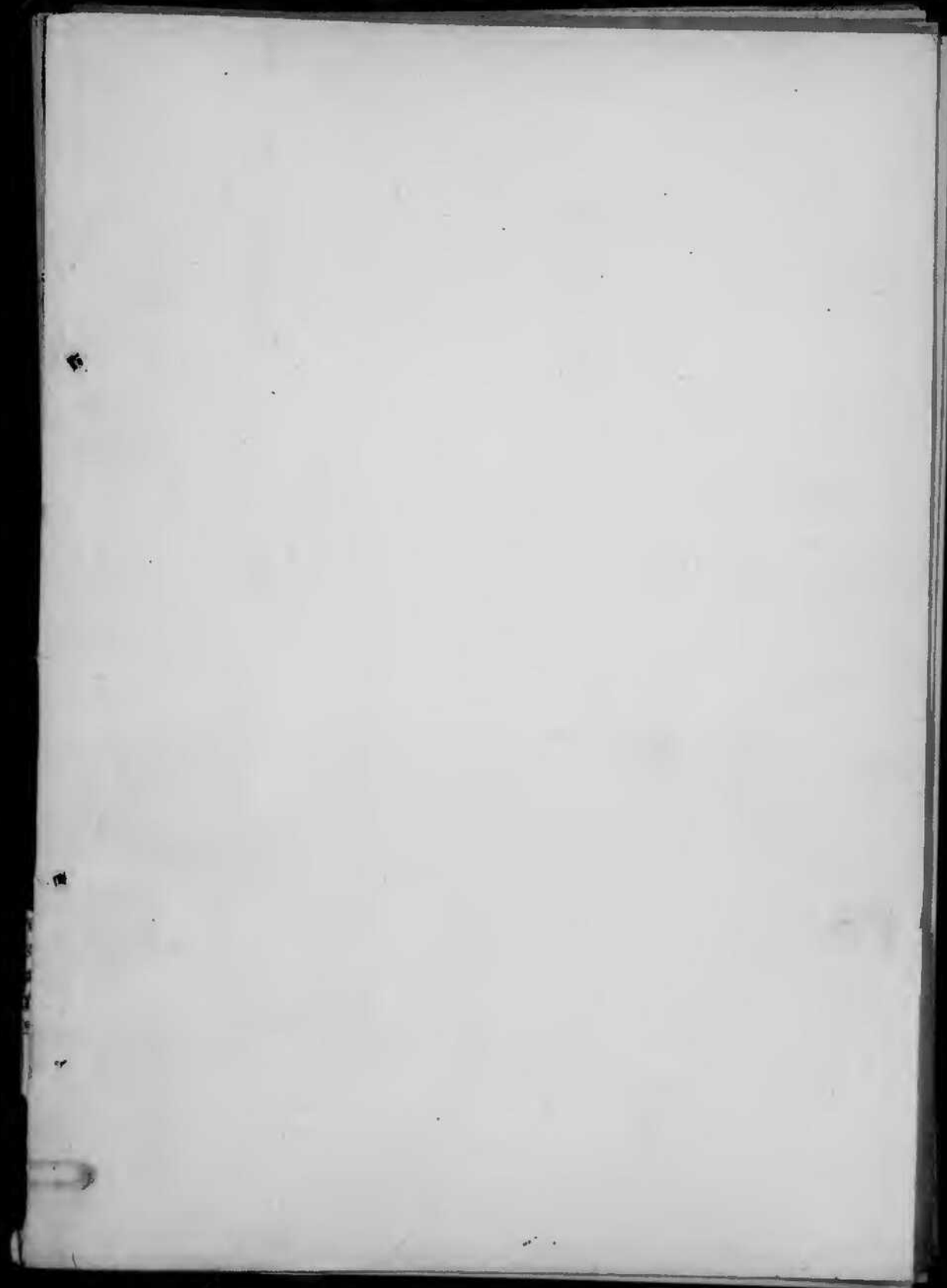
月日	件名	改正	主管局
二二〇	昭和二五年経済安定本部訓令才二七号「指定輸入生活物資確保に関する件」を改正する件		民生局
二七	非鉄金属等の割当調査に関する件	三三三訓令才六号	産業局
一	昭和二十二年内閣訓令才三号「指定配給物資配給手続規程」の一部改正		民生局
二	昭和二四年経済安定本部訓令才七号「輸出品生産用資材等確保要領」等を廃止する件		産業局
三	昭和二一年内閣訓令才一〇号「指定生産資材割当手続規程」等の措置に関する件		産業局
四	タンクステン、モリブデン等の使用制限に関する件	三三三訓令才六号	産業局

(21)

砂糖、酒類、食糧、衛生用品、衛生用品、衛生用品

月 日	大 三〇	七 三一
件 名	五	六
昭和二年内閣訓令ヲ三号「指定配給物資 配給手続規程」の一部改正の件 昭和二年内閣訓令ヲ一。号「指定生産資 材割当手続規程」等を廢止する件		
改 定		
主管局 (2x)	産業局	産業局

録本



年月日	本部令	本部規程	分課規程	摘要
昭和二、八、二二	勅令 三八〇			經濟安定本部令
〃	〃	關令 三八一		物価庁官制 (廢止 昭二四、五、三一 法律一六四号)
〃	〃	〃		經濟安定本部規程 (昭和三〇、一九、法律四〇号)
〃	〃	〃		電気通信委員会官制 (廢止 昭二五、五、三一 政令一三七号)
〃	〃	〃		公共事業委員会官制 (廢止 昭二二、二、一八 政令六〇号)
〃	〃	〃		經濟安定本部令の一部改正
〃	〃	〃		(總裁官房 次長)
〃	〃	〃		經濟安定本部規程の一部改正
〃	〃	〃		(總裁官房の分課規程)
〃	〃	〃		公共事業委員会官制と廢止する件
〃	〃	〃		統計委員会官制
〃	〃	〃		給与審議会官制
〃	〃	〃		經濟再建整備委員会官制 (廢止 昭二五、六、一 法律一六号)
〃	〃	〃		國民食糧及び栄養対策審議会官制 (廢止 昭二五、五、三一 政令一三七号)
〃	〃	〃		国土計画審議会官制 (廢止 昭二五、五、三一 政令一三七号)
〃	〃	〃		肥料審議会官制 (廢止 昭二五、五、三一 政令一三七号)
〃	〃	〃		經濟安定本部令 (全面改正)
〃	〃	〃		經濟安定本部規程 (全面改正) (局制)
〃	〃	〃		經濟安定本部分課規程 (廢止 昭二五、五、三一 法律一六号)
〃	〃	〃		地方經濟安定局規程 (廢止 昭二五、五、三一 法律一六号)
〃	〃	〃		經濟安定本部令の一部改正 (定員改正)
〃	〃	〃		經濟安定本部規程の一部改正
〃	〃	〃		(十局を十局に、交通局を運輸局、通信局に改む)
〃	〃	〃		經濟安定部分課規程の一部改正
〃	〃	〃		(通信局の分課規程)
〃	〃	〃		(燃料第三課燃料第三課と、配炭課、石油課に改む)
〃	〃	〃		物資活用委員会官制 (廢止 昭三五、五、一〇、政令一三九号)

昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般に関する事項を加える。 金属機械課と金属課、機械課に改める。 並査局総務課に「たぐひ」を加える。 四、物価監視委員に関する事項 五、割当審査委員会に関する事項	一〇、一四	一一一	一〇、二四	一一七	一一四	一一三 政令 二六六	タ、リ、 一一、二七 政令 一九七 一一、二七 政令 二八四	三、三、一〇	三、三、一〇	三、三、一〇	一、四
昭 三、九、一五	達 一四	經濟安定本部分課規程の一部改正 指導課に「公用制度」般											

經濟安定本部の組織に関する関係法令

年月日	法律	政令	本部令	摘要
前、五、三一	一六四			經濟安定本部設置法 (昭三、七、三一、法律六八四)
〃	一六五			經濟調査庁法の一部改正
〃		八四		經濟復興計画審議会令 (昭三、七、三一、政令三三八)
〃		八五		資源調査会令
〃		八六		經濟再建整備委員会官制の一部改正
〃		八七		國民食糧及び栄養対策審議会令 (昭三、七、三一、政令三三八)
〃	一七六			附則第四項による改正 國民食糧及び栄養対策審議会令 (昭三、七、三一、政令三三八)
〃			二	經濟安定本部組織規程
〃			一	經濟安定本部組織規程の一部改正 (經濟復興計画審議会、労働室及び國民所得調査室に別室長各一人を置く)
〃			四	〃
〃			六	(國立国会図書館支部図書館設置) 經濟安定本部職員定数規程
〃				閣僚審議会令 政府契約の支拂遅延防止等に関する附則第四項による改正
〃	二五六		一	經濟安定本部組織規程の一部改正 (需給課と産業政策課と改める)
〃	五五			臨時物資需給調整法等の一部改正
〃	一六一			經濟安定本部設置法の一部改正
〃	一六二			經濟調査庁法の一部改正
〃	一六三			外資に関する法律
〃	一六四			外資委員會議設置法 (昭三、七、三一、法律六八四)
〃	一七二			三項による改正 一般私的職員に給する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律第四條による改正
〃	一八一			經濟安定本部組織規程の一部改正 (貿易局の事務分掌改正)
〃	二〇五		九	国土総合開発法

五、五、一〇

一三五
一三六
一三八
一三九企業会計基準審議会令
國民所得調査審議会令
土地調査審議会令 (昭三、七、三一、政令三三八)
物資需用審議会令と廢止する政令

經濟企画院 用紙

昭三、七、三一、政令三三八

改正
 經濟安定本部増設法（昭和三十三年法律一百六十四号）
 価格調整公団法（昭和三十三年法律六十二号）
 通関銀行審裁令法（昭和三十三年法律九十七号）

三〇、一三一	一八六	三一五	国土総合開発法施行令の一部改正
〃 一二九	一八七		原子力基本法
〃 〃	一八八		総理府設置法の一部改正
〃 〃			原子力委員会設置法
〃 一二、三六		三三九	経済企画庁組織令の一部改正 (省庁の定員削減)
三、三、三三	二二		特殊土地より地帯災防除及び振興臨時措置法 (一部を改正する法律)
〃 三、三一	五二		離島振興法の一部を改正する法律
〃 〃		五八	経済企画庁組織令の一部を改正する政令
〃 〃		五九	経済企画庁組織令の一部を改正する政令
五、五		一五三	経済企画庁組織令の一部を改正する政令
六、六	一三六		簡易水道施設費の補助に関する政令
六、一		一七七	電源開発促進法の一部を改正する法律
六、三〇			費用の負担の方法及び割合の基準に関する政令の一部を改正する政令
八、一〇	八八		経済企画庁組織令の一部を改正する訓令
三、五、一	八二		課長補佐等の設置に関する訓令
三、四、三七			離島振興法の一部を改正する法律
〃 〃		七八	北海道開発公庫法の一部を改正する法律
三、五、一七	一一〇		北海道開発公庫法施行令の一部を改正する政令
三、五、二〇	一一三		東北開発促進法
〃 〃		一〇七	国土調査法の一部を改正する法律
三、五、三八	一四二		国土調査法施行令の一部を改正する政令
三、六、一	一五九		東北興業株式会社法の一部を改正する法律
三、六、三		一三二	国家行政組織法の一部を改正する法律
三、六、七		一三八	東北開発審議会令 (施行八月一日)
			経済企画庁組織令の一部を改正する政令

(東北開発審議会の設置)

経済企画庁用紙

三、七、三十一	三、八、一	三、三、一、一三	三、四、二二	三、三、一、一	五、一	六、一、七	六、三、〇	六、一、〇	一、二、二五	二、二、七	五、二、七	三、三、〇	三、三、一	三、三、一	四、一、八	七、一	七、八	七、九	三、五	四、八
法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律	法律
政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令	政令
訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令	訓令
経済企画庁組織令 (全面改正)	経済企画庁組織規程 (昭和三十一年経済企画庁訓令第号) を廃止する訓令	課長補佐等の設置に関する訓令	(課長補佐等の設置に関する訓令昭和三十一年訓令第号の全部改正)	経済企画庁組織令の一部を改正する政令	(計画官の定員 (各一七九名))	台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法	東北開発促進法施行令	経済企画庁設置法の一部を改正する法律	台風常襲地帯対策審議会令	経済企画庁組織令の一部を改正する政令	経済研究所組織規則	台風常襲地帯の指定基準に関する政令	公共用水域の水質の保全に関する法律	公共用水域の水質の保全に関する法律の施行期日を定める政令	公共用水域の水質の保全に関する法律施行令	臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律	九州地方開発促進法	経済企画庁設置法の一部を改正する法律	経済企画庁組織令の一部を改正する政令	(水質保全法、水質調査課の設置)
九州地方開発審議会令	経済企画庁組織令の一部を改正する政令	(離島振興課の設置)	地盤沈下対策審議会令	肥料審議会令の一部を改正する政令	四国地方開発促進法															

49(4号B·33行)

三六 七二		政令 二六二	経済企画庁組織令の一部を改正する政令 (地域経済問題調査室の設置)
二一三	二二六		他開発地域工業開発促進法
二二三	二二七		水資源開発促進法
二二七	二二八		水資源開発公団法
二二七	三八四		他開発地域工業開発審議会令
二二七	三八五		水資源開発審議会令
二二七	三八六		経済企画庁組織令の一部を改正する政令
三七 三二	六		離島振興法の一部を改正する法律
三七 四一六	八〇		国民生活研究所法
五、一	九七		経済企画庁設置法の一部を改正する法律
二二六	一八〇		経済企画庁組織令の一部を改正する政令 (消費雇用課に「国民生活研究所」に関すること)
二二六	四三八		(水資源局設置)
二二六			経済企画庁組織令の一部を改正する政令
三八 三二	四四		経済企画庁設置法の一部を改正する法律
三八 三二	八〇		経済企画庁組織令の一部を改正する政令
三八 三二	八〇		国民経済計算審議会令

年月日	本部令	本部規程	分課規程	摘要
昭三、八、二	勅令 三八〇			經濟安定本部令 （廢止） （昭三四、五、三一、法律一六四号）
〃、〃、〃	〃 三八一			物価庁官制 （昭三四、五、三一、法律一六四号）
〃、〃、〃	〃 〃			經濟安定本部規程 （昭三四、五、三一、法律一六四号）
〃、〃、〃	法律 三二	開令 七〇		臨時物資需給調整法 （失効） （昭三五、四、一）
〃、〇、一	〃 三二			企業再建整備法 （昭三五、四、一）
〃、〇、九	〃 四〇			電気通信委員会官制 （昭三五、五、三一、政令一三七号） （廢止）
〃、〇、二一	勅令 四八五			公共事業委員会官制 （昭三一、一、二一、勅令六〇四号） （廢止）
〃、二、一八	法律 五四七			通貨発行審議会法 （昭二七、七、三、法律二八四号） （廢止）
〃、二、二八	勅令 一九七			經濟安定本部令の一部改正 （昭二七、七、三、法律二八四号） （廢止）
〃、二、二八	勅令 六〇三			（總裁官房、次長） 經濟安定本部規程の一部改正 （昭二七、七、三、法律二八四号） （廢止）
〃、〃、〃	勅令 六〇四	開令 八六		（總裁官房の分課規程） 公共事業委員会官制と廢止する件 （昭二五、五、法律一三五号） （廢止）
〃、三、一八	〃 六一九			統計委員会官制 （昭二五、五、法律一三五号） （廢止）
〃、三、二二	〃 一七			給予審議会官制 （昭二五、七、政令一八六号） （廢止）
〃、三、四	〃 四一			經濟再建整備委員会官制 （昭三六、六、一、法律一七九号） （廢止）
〃、三、五	〃 六九			國民食糧及栄養対策審議会官制 （昭三六、五、三、政令一八七号） （廢止）
〃、三、六	〃 七〇			國土計画審議会官制 （昭三五、五、三、政令一三七号） （廢止）
〃、五、一	〃 一七四			肥料審議会官制 （昭三五、五、三、政令一三七号） （廢止）
〃、〃、〃	〃 一九三			經濟安定本部令（全面改正） （昭三五、五、三、政令一三七号） （廢止）
〃、〃、〃	〃 〃			經濟安定本部規程（全面改正、局制） （昭三五、五、三、政令一三七号） （廢止）
〃、〃、〃	〃 〃			經濟安定本部分課規程 （昭三五、五、三、政令一三七号） （廢止）
〃、〃、〃	〃 〃			飲食営業緊急措置令 （昭三四、五、七、法律五三三号） （廢止）
〃、七、一	政令 一八			地方經濟安定局規程 （昭三四、五、七、法律五三三号） （廢止）
〃、七、二	〃 〃			經濟安定本部令の一部改正 （昭三四、五、七、法律五三三号） （廢止）
〃、七、二	〃 〃			（定員の改正） 經濟安定本部規程の一部改正 （昭三四、五、七、法律五三三号） （廢止）
〃、七、二	〃 〃			（定員の改正） 經濟安定本部規程の一部改正 （昭三四、五、七、法律五三三号） （廢止）

经济金融应用

裏面白紙

54

経済企画庁用紙

